

主 文

被告人を懲役1年6月に処する。

この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、通学していた中学校の後輩であるA（当時34歳）を脅迫して同人から被告人に連絡を取らせようと考え、令和2年2月23日頃から同年4月12日までの間、東京都大田区（住所省略）被告人方において、自己が使用する携帯電話機を用いて、ソーシャルネットワーキングサービス「インスタグラム」に開設された前記Aのアカウントに宛てて、別表（省略）記載のとおり、「使用アカウント」欄記載の各アカウントから、ダイレクトメッセージ又はコメントにより、「文言」欄記載の各メッセージを送信するとともに、ハサミを撮影した画像を添付して送信し、いずれもその頃、大阪市内等において、同人にこれらを閲覧させ、被告人にメッセージを返信するなどして連絡するよう要求し、その要求に応じなければ同人又はその親族の生命、身体、名誉等に危害を加える旨を告知して脅迫し、同人に義務のないことを行わせようとしたが、同人が被告人の要求に応じず、警察に届け出たため、その目的を遂げなかったものである。

(証拠の標目)

省略

(法令の適用)

省略

(量刑の理由)

被告人は、中学校時代の後輩であった被害者の活躍を知り、これを祝うメッセージを送信したところ、返信が得られたことから、被害者に会いたいなど思うようになり、連絡がほしい旨のメッセージを送ったが、反応が得られなかったため、被害者に裏切られたといった思いを抱くようになり、脅迫してまで自身に連絡するよ

う求めるという本件犯行に至っているのであって、犯行の動機は、極めて幼稚で自己中心的である。脅迫行為は、判示のとおり、多数回にわたる上、その内容も、被害者本人のみならず、その家族に対しても危害を加える旨の強烈なものであり、被害者の被った恐怖心や不快感は大きかったものと考えられる。被告人は、途中で、メッセージをブロックされたり、被害者の関係者から警告を受けるなどしたにもかかわらず、本件犯行を継続しており、その点でも犯情は悪い。

そうすると、被告人の刑事責任は相応に重いが、被告人が、事実を率直に認めて反省の態度を示していること、前科前歴が全くないこと、同居する父親が情状証人として出廷し、今後の更生を支援する旨述べていることなど、被告人のために酌むべき事情も認められるので、これらの事情をも考慮し、主文のとおり量刑した。

(求刑 懲役1年6月)

令和2年8月17日

大阪地方裁判所第8刑事部

裁判官 松 本 圭 史